

暮らしの
ちえぶくろ

いわゆる「訪問買取り」が 法律の規制対象となりました

～特定商取引に関する法律の改正について～

市民の皆様のご自宅などへ、「アクセサリーや貴金属を買い取る。」と言って業者が訪問し、強引な買取りを行うことが最近増えています。

そこで、特定商取引に関する法律(特定商取引法)の一部が改正され、物品の訪問購入を行う事業者について、不当な勧誘行為の禁止などの規制が設けられるとともに、取引の相手方となった市民がクーリング・オフを求めることができることなどが定められました。



訪問買取り規制のポイント

- ①訪問購入(訪問買取り)も特定商取引法の対象となり、8日間のクーリング・オフ期間※が定められました。
- ②事業者は、訪問購入時には事業者名を名乗るとともに、勧誘目的での訪問であることなどを告げなければいけません。
- ③事業者は、訪問を依頼されたときでなければ、訪問購入の勧誘を行ってははいけません。
事業者は、訪問購入ができる場合でも、勧誘の前には勧誘を受ける意思の確認を行うことが必要となり、また、契約を断った人には契約の締結の勧誘ができなくなりました。
- ④事業者は、契約の締結時などには、法律で定められた書面の交付が必要になりました。
- ⑤売り主側は、契約が成立していても、8日間のクーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができるようになりました。

法規制の開始時期

改正された法律は、8月に公布された後、6箇月以内に施行されることになっていますが、施行前であっても、強引な訪問買取りに遭ったときなどは、あきらめずに、できるだけ早く、消費生活総合センターにご相談ください。

また、悪質な訪問販売や訪問買取りの被害に遭わないように、7月に市民しんぶん区版と同時に配布しました「迷惑な 訪問販売・訪問買取りお断り」シールをぜひご活用ください。

※クーリング・オフとは…

訪問販売で購入契約した場合など、「特定商取引法」で定められた契約については、8日間(マルチ商法などの場合は20日間)以内に書面で申込みの撤回又は契約の解除通知をすれば、無条件で売買を白紙に戻すことができます。これをクーリング・オフ(頭を冷やして考える期間を置く)制度といいます。